

# 令和2年塩尻市議会9月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 令和2年9月18日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 3号 令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 4号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5号 令和元年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 11号 塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

議案第 12号 塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 13号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第 14号 塩尻市文化会館の指定管理者の指定について

議案第 15号 財産の取得について

議案第 16号 財産の取得について

議案第 20号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出2款総務費中1項14目市民交流センター費、3款民生費、4款衛生費、10款教育費

議案第 22号 令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

### ○出席委員

委員長	赤羽 誠治 君	副委員長	青柳 充茂 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	金子 勝寿 君	委員	西條 富雄 君

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

議会事務局長 小松 秀典 君 議会事務局次長 赤津 廣子 君

午前9時59分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。それでは、昨日に引き続き、9月定例会福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

**議案第3号 令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について**

○委員長 それでは、早速ですが、議案第3号令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、議案第3号令和元年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。決算書は305ページから、決算説明資料は145ページからになりますので、よろしくお願いいたします。

歳入決算額につきましては2,230万8,145円、前年度比7.0%の減、歳出決算額は2,085万3,227円で、前年度比10.0%の減でございました。歳入歳出差引額145万4,918円を令和2年度に繰り越しました。令和元年度の貸付状況でございますが、平成28年度以降の継続分を含め、大学生が22人、高校生が2人となっております。

初めに、歳入の概要から御説明申し上げます。決算書310、311ページをお願いいたします。1款財産収入につきましては、特別会計で運用しております育英基金と大野田育英基金の利息分になります。

飛んで、3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金につきましては、基金から貸付事業に繰り入れているもので、育英基金は高校生への貸付けに、大野田育英基金は大学生への貸付けに充当しております。

2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、基金で運用してきました奨学資金について、大学生を対象とした大野田育英基金の財源が不足することに伴い、一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、4款繰越金でございますが、平成30年度の出納整理期間中に収納のあった償還金となっております。前年度繰越金として歳入科目で受け、基金へ繰り出すものでございます。

次に、5款諸収入1項貸付金収入1目貸付金収入につきましては、貸与期間が終了して返済された償還金であり、現年度分につきましては、育英基金は高校生5人、大野田育英基金は大学生43人、木曾広域連合分1人となっております。滞納繰越分の償還は、育英基金貸付金5人が12万円、大野田育英基金貸付金11人が33万6,000円、木曾広域連合分が1人で1万6,000円となっております。なお、庁内で協議する中で、令和元年度決算からこれまでの未納者の取扱い方法を見直し、償還期間内の未納額についても滞納繰越分として計上していくこととしております。このため収入未済額が増額となっております。平成30年度までは、日本学生支援機構と同様に、償還期間、奨学生期間の3倍の期間になりますけれども、償還期間終了後に初めて滞納者分として計上してきたものでございます。

決算説明資料147ページを御覧ください。3の令和元年度決算貸付金収入状況でございますが、(1)が現年度分収入状況、こちらは納付対象者が合計で49人、未納額は合計で120万9,000円余となっております。(2)が滞納繰越分の収入状況でございますが、納付対象者は合計で17人、未納額は合計で925万7,000円余となっております。この(1)と(2)の未納額合計が1,046万7,000円でございます。決算書の収入未済額となっております。

ります。

その下の括弧書きにあります滞納繰越分収入状況内訳でございますが、ア、滞納者は、これまで滞納者として扱ってきました奨学生であった期間の3倍の期間である償還期間が過ぎている者で、滞納者数が計8人、滞納額の合計が420万4,000円余。イの未納者は、令和元年度決算から滞納者として取り扱う償還期間内ではあるが過年度の未納がある者で、滞納者数の合計が9人、滞納額は505万2,000円余となっております。

それでは、決算書へお戻りいただきまして、312、313ページをお願いいたします。3節木曾広域連合奨学資金は、楢川村時代に木曾広域連合で貸与してございました奨学金の返済に関するもので、該当者は1人となっております。

続きまして、決算書314、315ページをお願いいたします。歳出になります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、備考欄白丸、貸付事業管理費につきましては、選考委員報酬5人分のほか、事務費相当分となっております。

次の白丸、基金積立金につきましては、返済された償還金及び利息と繰越金を基金に積み立てるものでございます。

次の白丸、一般会計繰出金につきましては、合併時に木曾広域連合分を統合する際、塩尻市の一般会計から繰り入れて一括償還をしているため、償還された分を一般会計に戻すものでございます。

続きまして、2款貸付金1項貸付金1目貸付金、白丸、奨学資金貸付事業につきましては、この事業の主たる経費で、奨学金の貸与申請があった者への貸付金となります。令和元年度につきましては、高校生が2人、うち新規が1人となっております。大学生が22人、うち新規が6人となっております。私からの説明は以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号令和元年度塩尻市奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第4号 令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第4号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○長寿課長 それでは、議案第4号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

初めに、概要について資料で説明したいと思いますので、決算説明資料148ページをお開きください。1つ目の白丸、65歳以上の第1号被保険者数は、年度末で1万8,827人、前年対比0.4%の増、要支援・要介護認定者数は3,293人、前年対比、0.7%の増となりました。

2つ目の白丸の最後の2行のところですが、基金繰入金として1,738万3,000円を繰り入れ、令和元年度末の基金保有額は4億3,314万1,182円となっております。

次の149ページをお願いします。1介護保険特別会計決算の状況の表を御覧ください。歳入の合計の欄のところですけれども、右側の列、令和元年度の歳入の一番下、歳入合計になりますが、歳入決算額は54億4,433万9,075円であり、前年度比101.4%となりました。歳入の一番上の段、介護保険料ですが、65歳以上の方の保険料になります。前年度比100.3%となり、11億7,237万円余になります。3つ目国庫支出金、その下、支払基金交付金、その下の県支出金と一般会計繰入金は法定割合に応じた負担金補助金等になります。その下、基金繰入金ですが、平成29年度までは繰入れはなかったのですが、平成30年度3,260万円、令和元年度1,738万3,000円となっております。

歳出の欄を御覧ください。一番下の歳出の合計欄、令和元年度歳出決算額は53億6,351万6,027円であり、前年度比101.6%となりました。歳出上から2つ目の保険給付費49億5,606万円余ですが、介護サービスの給付費になります。前年度比101.9%となっています。施設サービス費や地域密着型サービス費の伸びにより、全体として保険給付費が伸びている状況と考えます。給付費の内訳については、後ほど御説明いたします。その下の地域支援事業費ですが、主に軽度の方の訪問介護、通所介護のサービスとなる介護予防日常生活支援総合事業分と包括的支援事業及び任意事業分になります。表の一番下の差引収支額ですが、8,082万3,048円となり繰越金となります。

この表の下の参考と書いてある表になりますが、第7期介護保険事業計画中の負担割合となっております第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料、国、県、市の負担割合を載せてあります。2号保険料は、歳入でいうと支払基金交付金で入ってきています。補助基金等は当年度中に入り実績が固まったところで、翌年度返還か追加交付することになっています。概要については以上です。

それでは、決算書の説明に入らせていただきます。317ページをお開きください。先ほども御説明しましたが、塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算額ということで、歳入合計54億4,433万9,075円、歳出合計53億6,351万6,027円、歳入歳出差引額8,082万3,048円となっております。

それでは、決算書の事項別明細の説明をさせていただきます。歳出からお願いします。334、335ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、備考欄の1つ目の白丸、介護保険事務諸経費です。下から6つ目の黒ポツ、介護保険システム改修委託料713万円余については、このうちの405万円は、税務課にお願いした滞納整理に係るシステム改修になります。あとは制度改正等に係る改修になります。2つ下のパソコン等使用料785万円余ですが、認定調査の広域との連携システムや住民情報システムリース料等、様々なものが含まれています。

2項介護認定審査会費ですが、介護認定に係る経費になります。1目認定調査等費、備考欄1つ目の白丸、嘱

託員報酬ですが、認定調査員 8 人分の報酬になります。

2 つ目の白丸、認定調査費等諸経費、下から 3 つ目の黒ポツ、文書作成手数料 1,351 万円余ですが、介護認定に必要な主治医の意見書の作成料になります。

2 目認定審査会委託負担金ですが、備考欄 1 つ目の白丸、認定審査会委託負担金、黒ポツ、松本広域連合負担金 1,434 万 5,000 円ですが、認定審査会を松本広域に委託していますのでその負担金になります。

次の 336、337 から 340、341 ページまでですが、2 款保険給付費になります。細かくなりますので、資料のほうで説明したいと思います。決算説明資料 152 ページをお願いします。4 保険給付費の状況の表を御覧ください。大きく居宅サービス、施設サービス、その他としてあります。居宅サービスの小計を見ますと、増減額で前年度より 882 万円余の増となっています。内訳を見ますと、居宅介護サービス費が 3,356 万円余減の前年比 98.3%、地域密着型サービス費が 2,691 万円余増の前年度比 104%、介護予防サービス費が 2,109 万円余増の前年比 113.2%、あと、介護福祉用具購入と介護予防住宅改修も増になっています。

見ますと、要支援の方のサービスが伸びている状況になっています。なぜ増えているかを分析したところ、上から 2 つ目の地域密着型サービスの増えた中身ですが、辰野町にあります地域密着型特養きりとう、平成 30 年度に改修し、塩尻の枠が 14 人になっていますが、当初枠に達していなくて、最近ちょうど 14 人に達したということで、徐々に塩尻の人が増えてきたということと、あと小規模多機能型居宅介護という、泊まり、通い、訪問という 3 種類のサービスを行う施設の利用が当初分かりにくいということがあったのですが、徐々に理解が広まり、利用が増えてきたことが影響になっていると思われま。

介護予防サービスも増えていますが、中身を見ますと、訪問看護とか訪問リハビリ、通所リハビリ等全般に増えているのですが、有料老人ホームで行われている特定施設入居者生活介護というものが金額的には一番増えています。有料老人ホームでは、介護が必要な方は外部からサービスを入れるやり方と内部で介護する方法とあり、施設で介護するやり方が特定施設入居者生活介護というサービスですが、令和元年度中に利用者が 9 人ほど増えていて、年間で 600 万円ほどの増になっています。特養は要介護 3 がないと入れないですけど、有料老人ホームでしたら要支援から介護が受けられるので、在宅生活が困難な方が入居しているのではないかと考えられます。

資料 150 ページを見ていただきたいですけども、(2) の認定者の要介護度の推移です。一番上の平成 27 年度と一番下の令和元年度を比べますと、要介護 4、5 の人数の割合が減少しており、3 はあまり変わらず、要支援 1、2 と介護 2 が増加傾向にあり、この表からだとも重症化が進まず軽症者の割合が多い状況になっています。その下の (3) の認定者のサービス利用者の推移の表を見ていただくと、真ん中の列の施設サービスにおきましては、特別養護老人ホーム、老人保健施設とも増えていますし、療養型は減っていますが、介護医療院が増えています。

152 ページの表にお戻りいただきまして、施設サービスのところを見ますと、やはり療養型施設以外は増額になっており、全体で 7,276 万円の増額になっています。こんな状況を見ますと、入所施設が充実してきたことにより重度の方の施設利用が増え、在宅が多少減少したということが考えられます。以上のようなことから、居宅サービスが減少し、介護予防サービスのほうが増えてきたのではないかと考えられます。

それでは、決算書 340、341 ページをお願いします。3 款地域支援事業費です。1 項介護予防・日常生活支援総

合事業費 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費です。介護予防・日常生活支援サービス事業ですが、決算説明資料で御説明したいと思います。154 ページを御覧ください。このサービスは平成 29 年度から始まった新しい事業になりまして、主な内容は、要支援の方の通所介護、デイサービス、訪問介護、ヘルパーのサービスが介護保険の給付から市が行う事業に変わったものです。認定を受けずに国が決めたチェックリストに該当した方もサービスが受けられます。先ほど給付費のところでお話した予防サービスとは別なものになります。予防サービスは要支援の方の通所介護、訪問介護以外のサービスとなっています。

では、主な総合サービス事業の状況という表を御覧ください。訪問型サービス事業負担金、これは訪問介護に当たるものですが、4,127 万円余になり、前年度に比べ 200 万円ほど減になっています。その下の通所型サービス事業負担金は、通所介護、デイサービスに当たるものですが、1 億 593 万円余、102 万円余の減になっています。これら 2 つの減額ですが、平成 29 年度まで見なしということで、塩尻市に住所がありながら市外のサービスを使っている方の請求を認めていたもので、これが平成 30 年度まで支払っていたものですから、この分が減額になった影響によるものです。実際は、訪問は減っていますが、通所系は増加になっています。

その下の介護予防ケアマネジメント委託料ですが、総合事業分のサービス計画作成料になります。中央包括支援センター以外に委託した分になります。下の段に中央包括分と委託分を分けて上げてあります。

それでは、決算書に戻っていただきまして、2 目の一般介護予防事業費です。一般の高齢者に対して行う介護予防事業になります。決算説明資料 155 ページの上の表と一緒に御覧いただけたらと思います。1 つ目の白丸、一般介護予防事業、下から 4 つ目の黒ポツ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料 440 万円余ですが、各地区において筋力低下を防ぐ教室を開催しております。その下の黒ポツ、元気づくり広場活動支援事業委託料 491 万円余は、各区等で行われるミニデイサービス、元気づくり広場等の指導等を社会福祉協議会に委託しているものです。その下の黒ポツ、運動器機能向上継続事業委託料 496 万円余は、総合事業の中にサービス C といって 6 か月の短期集中型のサービスがあるのですが、それを終了した方の継続要望が強く開始した事業になります。この事業は平成 28 年度には 2 次予防事業として行っていたもので、継続希望が多かったので続けてやっていたのですが、もともと国のメニューには載っていないもので、現在は一般会計の繰入金だけで行っております。昨年度中に令和 2 年度で終了したいとの意向を実施委託先の桔梗ヶ原フィットネスクラブ、桔梗ヶ原病院から受けており、終了準備に入っていたところですが、今回のコロナの影響で、病院自体で事業を行うことが困難になりまして、令和 2 年度途中で終了することになり、8 月末で終了しています。終了した皆様の次の行き先は、包括支援センター等が相談に乗り、総合事業や地元の通いの場等を紹介しています。コロナの影響で一般介護予防事業が年度末に中止したのものもあり、全体的に回数、人数が減っています。

2 項包括的支援事業及び任意事業費になりますが、包括的支援事業とは、主に地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント、総合相談、支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う事業のことを言います。任意事業とは、地域の実情に応じた市町村独自の高齢者を支援するための事業になります。1 目包括的支援事業費ですが、1 つ目の白丸、嘱託員報酬と次の 342、343 ページの備考欄 1 つ目の白丸、職員給与費は中央地域包括支援センターの職員の人件費になります。

2 つ目の白丸、包括的支援事業、下から 3 つ目の黒ポツ、北部地域包括支援センター運營業務委託料 1,660 万円余ですが、社会福祉法人恵和会に委託しています北部地域包括支援センターの委託料になります。

3つ目の白丸、生活支援コーディネーター職員給与費ですが、市全体の生活支援コーディネーターとして専門に配置し、地域ケア推進会議、支え合い推進会議等の設置を通じて、地域での支え合いの仕組みの構築に当たっている職員の給与になります。

4つ目の白丸、地域包括ケアシステム推進事業ですが、地域や関係機関で高齢者を支える仕組み、地域包括ケアシステムの構築のための事業になります。医療、介護の連携事業及び地域での課題について話し合う地域ケア推進会議、支え合い推進会議の推進の事業になります。1つ目の黒ポツ、医療介護連携協議会委員等報酬ですが、平成30年度在宅医療介護連携推進協議会を市長委嘱により正式に設置しましたので、その委員報酬になります。一番下の黒ポツ、口腔ケア推進事業委託料195万5,000円ですが、平成30年度健康づくり課から移管になりました訪問歯科検診の歯科医師会への委託料になります。

2目任意事業費ですが、2つ目の白丸、介護相談員派遣事業65万3,000円余ですが、介護相談員7名が定期的に介護保険の事業所を訪問し、利用者のお話を聞き、サービスの向上につなげるというものです。主に相談員の報酬になります。コロナの影響で年度末訪問に行けなかったことと、相談員お1人が都合で途中でお辞めになったこと等で、前年度より30万円弱減額になっています。

344、345ページを御覧ください。備考欄4つ目の白丸、配食サービス事業になります。黒ポツ、配食サービス事業委託料ですが、栄養改善が必要な高齢者の自宅に安否確認を兼ねて食事を届けるサービスです。435万円余ですが、前年度より利用者が増えたこと、1人当たりの配食数が増えたことにより、78万3,800円増となっています。

最後の白丸、認知症総合支援事業ですが、下から3つ目の黒ポツ、認知症対策推進事業委託料76万8,000円余ですが、社協に委託しています、やすらぎ支援員認知症サポーター養成講座等になります。

4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金ですが、実績に伴い前年度の補助金等を返還したのになります。

5款介護サービス事業費1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費ですが、中央地域包括支援センターが行っている要支援の方に対するプラン作成等の支援事業になります。346、347ページをお願いします。備考欄一番上の白丸、介護予防支援事業事務費、真ん中辺りの黒ポツ、介護予防ケアプラン作成委託料1,352万円余ですが、要支援の方のプランの外部事業所への委託料になります。

6款基金積立金1項基金積立金1目介護保険支払準備基金積立金です。備考欄白丸、介護保険支払準備基金積立金。積立金の利子94万9,000円を基金に積み立てたものになります。

それでは次に、歳入について御説明します。お戻りいただき324、325ページをお願いします。歳入については先ほど説明資料で主なところを説明したので、ポイントを絞ってお話ししたいと思います。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料ですが、収入済額11億7,237万5,490円。不納欠損額885万9,060円。収入未済額1,004万8,620円となっております。備考欄を御覧ください。全体の保険料の収納率ですが、98.36%と昨年度より0.73%増となりました。現年度分保険料ですが、99.63%で0.3%の増となっています。滞納繰越分の収納率ですが、30.04%で前年度比21.05%増となりました。昨年10月より滞納整理業務を税務課に移管したことにより、専門的に滞納整理を行っていただき、収納率が上昇したと考えております。

3款国庫支出金1項国庫負担金2目後期高齢者医療制度事業費負担金になりますが、平成30年度から健康づく

り課から移管された訪問歯科検診に対する負担金になります。

2項国庫補助金1目調整交付金ですが、市町村ごとの介護保険体制の調整を行うために国が交付するもので、交付割合は4.76%となっています。

2目地域支援総合事業交付金ですが、介護予防日常生活支援総合事業に充てられるものです。

326、327ページをお願いします。3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金ですが、包括的支援事業と任意事業分になります。

4目保険者機能強化推進交付金ですが、平成30年度から始まったもので、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組の推進のため、保険者の機能を評価し、点数化し、それに応じて交付金が出るというものです。令和元年度は557万9,000円交付されています。

4款支払基金交付金ですが、全国の40歳から64歳までの第2号被保険者が加入する医療保険の中で負担する介護保険料を財源とするものです。

5款県支出金につきましては、国庫支出金と同様で法定割合での交付になります。

328、329ページをお願いします。6款繰入金ですが、一般会計からの繰入金になります。1項一般会計繰入金の1目から3目までは、県と同じ法定割合に沿ったものになります。

4目保険料軽減繰入金ですが、低所得者への保険料軽減について繰り入れたもので、国が2分の1、県が4分の1の負担金が一般会計に交付され、市の負担分も合わせて繰り入れるものになります。昨年10月の消費税増税に伴い、第1段階だけでなく、第2、第3段階の方への軽減も図られています。

5目その他一般会計繰入金ですが、職員給与等繰入金と事務費の繰入金となります。

8款諸収入、330、331ページをお願いします。2項総合事業費収入1目総合事業費負担金ですが、説明欄黒ポツ、住所地特例対象者ケアマネジメント負担金67万9,000円余ですが、市外から塩尻市内の住所地特例の施設、ケアハウス等に転入し総合事業のサービスを受けるときに、市の地域包括でケアプランを立てることになっており、元の保険者からの報酬になります。

9款サービス収入1項介護予防給付費収入1目介護予防居宅サービス収入ですが、備考欄の黒ポツ、介護予防サービス計画費収入1,976万円余ですが、中央地域包括センターで行っている要支援の方のプラン作成に対する報酬になります。私からは以上になります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**西條富雄委員** 介護施設等につきまして、定期的な会議を開いて、あるいは地域の皆さんから御評価を頂いて、その報告を上げていかないと。例えば、広丘堅石にあります地域密着型の介護施設につきましても、定期的な会議を開いて、地域の皆さんから御評価を頂いて、それを市のほうに上げていくということで、定期的にやってらっしゃったのですけれども、コロナの関係でできなくなって、書類だけ回ってきて書類審査して終わってしまっている状況ですが、それについて市のほうはどのような対応をされているかお聞かせください。

○**長寿課長** 地域密着型の施設については、定期的に運営推進会議というのを開いていただいて、地域の方や市や地域包括の職員が出席して行くことになっていますが、コロナの関係で病院が併設されている施設等は面会制限をやっている中で、そういう会議を開けないというところもありまして、事業所のほうにお任せして、やれるところはやっていただいて、無理なところは文書でいいということで今やっています。施設と離れたところで会



議ができる場所は、何か所かやっていただけしているところもあります。以上です。

○西條富雄委員 去年の決算の中で、そういったことで歳出についての質問の中で、不正請求がないように仕組みづくりしましょうということを、今、そのような点検をしていかななくてはいけないということでございましたので、心配してはいけないけれど、その危惧が出ないかと思ひましてお伺いしたのですが、書類は市のほうには上がってきてはいるのでしょうか。

○長寿課長 その施設によっては後半に月1回やるとかいろいろなところがあるものですから、グループホームでいいますと、2か月に1回はやっていただくようになっているので、出てこないところはこちら側から、文書が出てないということで催促していただいていますので、皆さんに、出すようにこちらから声かけしています。

○委員長 よろしいですか。

○西條富雄委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○丸山寿子委員 345 ページ、上から4つ目の丸、配食サービス事業ですけれど、これはこのサービスを受けられる要件といますか、どんな状況の方が受けられるのか、まず基礎的なことをお聞かせください。

○長寿課長 配食見守りサービスというもので、対象者は65歳以上の高齢者世帯で栄養改善が必要な方、あと市民税非課税世帯ということで、以前はこの栄養改善という言葉がなかったのですが、国の任意事業に入っていて、その要件の中に栄養改善という言葉が入っていたので、それを盛り込んで栄養改善が必要な方ということ。それで、チェックリストを市のほうで用意してまして、それを書いていただいて、確認してサービスの対象にするようにしています。

○丸山寿子委員 要介護、今、何て言いましたでしょうか。要介護、そのところが分からなくて。

○長寿課長 介護とかは関係なくて、65歳以上の高齢世帯で栄養改善が必要な方、かつ市民税非課税世帯の方です。

○丸山寿子委員 この配食サービスは自治体ごとにやり方が違うというか、そんなことはないですか。

○長寿課長 方法、やり方は違うと思います。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 次のところをお聞きしたいと思います。その次の丸で、認知症総合支援事業の中で認知症のサポーター養成講座ということですが、昨年度の講座の開催ですとか参加人数ですとか、その辺の動向が分かりましたらお願いします。

○長寿課長 人数まで把握していないのですが、コロナの関係で後半ができなかったもので、回数は減になっています。はっきりした数字を言えなくて申し訳ないのですが、今年は最近少しずつ始めています。人数的にここ数年低下しているのですが、認知症地域支援推進員という者がいますので、集まって話し合いをして、なるべく声かけをしたり、あと区長会とか民生委員のところへ行って、ぜひやっていただきたいということで御説明をしてきました。そうしたら片丘の民生委員に早速やっていただきました。あと、今年は認知症サポーターの養成講座を受けた方にアンケートを取りまして、住所、お名前を書いていただいた方には、来年度ステップアップ講座を予定していますので、そちらのほうに参加できたら声をかけていきたいと考えています。詳しい数字は分からないのですが、減少していることは確かです。

○丸山寿子委員 今ステップアップ講座とありましたけれど、何回くらいやるものなのでしょうか。

○長寿課長 まだ計画の段階ですけれど、2回くらいと考えています。

○丸山寿子委員 あと、一般の皆さんもですけど、学校に向いて講座をやるとか、そういったこともすごく有効であると思います。通学途中で生徒に、ちょっと行動が心配だということで通報していただいて、救われたり助けてもらえたりとかということがありますが、その辺の、学校に対してということが行われているかどうか、分かりましたら。

○長寿課長 学校に関しては、いつも決まった学校に毎年行くことになっていて、その数はあまり増えていないのです。なので、その辺は私たちも課題だと思っているので、今年度はコロナの関係もあつたりするのですが、できたら学校のほうと連携して、もう少し増やしたいなどは考えています。

○丸山寿子委員 講座自体がそれほどすごく負担になる時間帯ではなくてできることだと思います。また広く多くの方に、広く浅くでもいいので知ってもらうことが、まず、本当に市民全員が理解することで日常的に救われる部分があると思いますので、またそういった意味での拡大もお願いできたらと思います。

それから、併せてやはりコロナの話が出ていますけれど、コロナの影響で、高齢者の皆さんが外出できないことにより不活発な状況になっていて、筋力低下もですし、鬱状況になりがちであるというようなことが、県内どこを見ても、新聞などの報道によってそういったことも言われています。コロナなのでどうにもできないというところがあるのですが、その辺について、市内のそういった声というのが市のほうにも届いたりとかしているのでしょうか。

○長寿課長 今ミニケア会議というのを区ごとに民生委員と市の相談員とずっと5月頃からやっています、その中から独り暮らし高齢者の登録をした方とか、そういう方の話は聞けていますが、特に何か問題だということでは聞こえてはきていません。コロナになってからまだ会議が開けない頃、独り暮らしの登録をした方には、こんなことに注意しましょうというお手紙を出したりしています。あと、いきいき貯筋倶楽部ができない時期があつたので、そのときも申込みは取つたので、申し込んだ方に9回お手紙を出して、おうちでやる体操とか口腔ケアの方法とかをお知らせするチラシ等を出しています。特に鬱になって困つたとか、そういう話は今のところ聞こえてきてはいません。

○丸山寿子委員 なかなか訪問もできないし、集まって聞く機会もないというようなこともありますけれど、そういう不活発であつたり健康が心配であつたり認知が進んだのではないかという家族の心配だつたりあると思いますので、今大変なときに、それはなかなかすぐ積極的にということができないかもしれませんが、あらゆる機関から声を集めて、また次の対策を考えていただけるようお願いしたいと思います。

○委員長 要望でいいですか。ほかにありますか。

○柴田博委員 説明資料150ページの一番下の表ですけども、認定を受けている方の中で、認定を受けているけれどもサービスは何も使っていない方が1割弱ぐらいいるようなのですが、それはどのようなことなのでしょうか。何かサービスが必要だから認定を受けたということではないのですか。

○長寿課長 ここの分析ができていなくて申し訳ないのですが、入院している方はここには数的に出てこないのです。長期入院されている方とかがこのサービス未利用者には入っていると思います。あと、在宅で介護サービスを使わずにやっていたらっしゃる方も多少いるのかなとは思いますが。人数が分からなくて申し訳ないのですけ

ど、そういう方もいらっしゃると思います。

○柴田博委員 認定を受けるときに、受けられる方は、生活していく上で不具合があるので何か受けたいと思って受けるのではないかなという気がするのですが、入院されている方などは病院のほうでいろいろ受けているからいいのだろうけれども、その辺の何も使われていない方に対しては何か呼びかけとか問いかけとか、そのようなことは何かするのですか。

○長寿課長 今のところ何もしていないので、そこの辺にアンケート調査、何かする必要があるか、また検討していきたいと思います。

○柴田博委員 お願いします。それと同じ表の中で介護医療院というのが平成30年からできたと書いてあるのですが、その辺の説明をお願いします。

○長寿課長 平成30年度から、上條記念病院が一番先に療養型から介護医療院に変換されて、その後桔梗ヶ原病院が今年2月に24床、介護療養型医療施設から介護医療院に変換されています。今年、中村病院が変換の予定で今改装工事に入るところで、そちらは44床で、そのうちの36床が介護からの変換で、8床が医療からの変換だそうです。この介護医療院というのはちょっと分かりにくいのですが、介護医療院というのは医学的な管理やみとりやターミナル等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設ということで、国が今推進しているもので、いずれはこの療養型というものがなくなって、介護医療院に全部変換になる予定になっています。

○柴田博委員 それと、決算書327ページの上のほうに保険者機能強化推進交付金というのがありますが、いろいろな取組を評価された分についてこれだけ交付されているということで、具体的にはこれの対象になる事業、やったことというのはどんなことがあって、この557万9,000円が交付されているのか、その辺をもう少し説明してください。

○長寿課長 やったことといいますか、今私たちが長寿課でやっていることに対してまず点数をつける感じで、それで頂いたお金をこういうことに充ててくださいという感じになっています。保険者機能強化推進交付金のほうは地域新事業全体、そちらのほうに係るお金という感じになります。

○柴田博委員 それはどういうふうに評価されるわけですか。塩尻市のほうからこういうことをやっていますよということを報告なりして、それに対して交付金はこれだけですよという形になるのか、それとも何か、国のほうで見ないと分からないですよ。

○長寿課長 全国一律の点数表、調査票がありまして、みんな同じです。本当に全国、全部比べられてしまうのですが、点数とお金が全国、比べようと思えば全部出てくるという感じで、一律の項目にできているかできていないかで点数をつけるという感じになります。塩尻市の弱いところが、データで評価しているかということと、あと地域ケア会議の個別会議というのがなかなか今できていない、あと通いの場についての取組ができていないというところで、あまり点数が伸びていないというところはあります。前年度800万円ほど頂いて、その前が800万円ほどで、今年500万円ほどに下がってはいるのですが、毎年項目が変わったりして、そこで塩尻市も取組が遅れてしまっているのですが、今年は課の中でその項目をチェックして取り組もうということで始めてはいます。

○柴田博委員 あと包括支援センターの件なのですが、この決算書では中央と北部で、今は西部もありますよね。あとは東部というのですか、まだない地域もあると思うのですが、その辺についてはどのような考えな

のでしょうか。

○長寿課長 3圏域になっていまして、東部と北部と西部です。北部は北部地域包括センターで、西部は西部地域包括センターなのですけれど、東部は中央包括が管轄しているということで、これで3圏域に全部地域包括がそろったというふうに認識しています。

○柴田博委員 たしか包括支援センターというのは、大体人口だか認定者の数だか分かりませんが、その人数によってどれぐらいに1か所というような決まりがあったと思うのですが、その辺について見ると、塩尻市の3か所というのはそれで見合っているわけですか。

○長寿課長 東部西部は大丈夫なのですけれど、北部の人数が割と今増加していて、北部が人手的にも人口的にもちょっと厳しい。65歳以上が4月1日現在、北部が8,300人おりますので、それに対してこれから北部圏域をどうするか、検討していく課題にはなっています。

○柴田博委員 それは例えば北部の今、包括支援センターの人員を増やしたりというようなことで対応できるということですか。

○長寿課長 確かに人員を増やしていただければいいのですけれども、塩尻市もそうなのですが、今専門職を確保するのがとても困難で、ケアマネとか社会福祉士とか保健師とか確保するのが困難で、今北部は5人いますけれども、いつとき4人だったりという入れ替わりもあったりして、増やしていただければ一番いいのですけれども、その辺も北部包括と話し合いながら今後検討していきたいと思っています。

○柴田博委員 さっき聞けばよかったですけれど、実際普通の決まりでは65歳以上の人口何人当たり1か所というような決まりになっているわけですか。

○長寿課長 国のほうは中学校単位に1か所という生活圏域で決めているので、塩尻市はそれよりも大きくなっているんで、人口というよりも中学校区といわれているので、それより少ないので、その様子を見て生活圏域を増やすかどうかということもありますけれども、あと、人員体制が3職種3人のほかに人口が増えるたびに何人か増やしていきましようというのがあるので、その辺のことも絡んできます。

○柴田博委員 それは例えば市のほうで委託料を増やすなりしていくので人員を増やしてくださいというお願いをもししたとしても、専門職がないのでできませんということなのか、それともそうではなくて、市のほうは委託料は増やせないけれど人だけ増やしてくださいと言っているのか、その辺はどうなのですか。

○長寿課長 過去に1回1人増やしてほしいということで増額して、それで今5人という体制なので、今は委託料どおりの5人の体制になっています。委託料はそのまま増やしてほしいということではなくて、委託料を増やすので人員を増やしてくださいということでお願いしています。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 歳入の325ページ、滞納繰越分保険料が昨同に比べて30.4%ということで、かなり上がったのですが、昨同を調べると税務課に移管というような説明を前回受けたと思ったのですが、これは税務課に移管しての収納率が上がったという見方でよろしいでしょうか。

○長寿課長 そのとおり、長寿課でやっていたときは人手も足りなくて、とても滞納整理のほうにお電話をかけるくらいでできなかったのですが、収納課のほうに移管して、差押えと厳しいところまでやっていただけたということで移管したものです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 345 ページの3つ目の白丸、成年後見制度利用支援事業ですが、これは行政側が関わっている分の成年後見かと思えますけど、この内容をお聞かせいただきたいと思います。

○長寿課長 成年後見制度利用支援事業ですが、これは成年後見の首長申立てをしたときのいろいろ手数料等と、あと今利用がないのですけれども、成年後見を使ったときの後見人の報酬の補助を出すというもので、今のところ利用はないのですけれども、そういうものです。

○委員長 よろしいですか。

○丸山寿子委員 昨年度はないということで、過去にはありましたよね。

○長寿課長 私の記憶の中では1人だけいらっしゃいまして、年金で借金をしてしまって報酬が払えないということで、市のほうで補助を出しながら、そして借金が終わったところでそれをやめたという、お1人だけ利用者はいましたけれど、あまりいいです。障がいのほうは何件かあるようですけど、今のところ塩尻市はあまりないのですけれど、ただ今後1人御利用予定はあります。今高齢者でも生活困難で報償費が払えないという人のためにこの制度がありますので、社会福祉協議会をお願いしている成年後見支援センターで法人後見というのがありまして、そちらもほとんど低い報酬でやれるものですから、そちらを使うかこちらの利用制度を使うか、どちらか使っていただいて、低所得の方も後見人制度を使えるようにというものになっていると思えます。

○丸山寿子委員 今、社協のほうの話が出ましたけど、ここで聞いていいのか分からないのですが、市民後見人も増やしたいというような意向もあつたりということで、この制度がどこまでどういうふうに浸透していくか、まだ難しいところもあるかもしれないのですが、高齢者の生活がずいぶん変わってきていて、独り暮らしも増えていたり、子供がいらないという場合も多くて、周りで見ていると本当は心配なのだけれど、介護認定を本当はしてほしいけれど、それをどのように伝えていっていいかとか、そういったことが社会的に増えているので、成年後見だけでどうこうできるものでもないのですけれど、先駆けて自分の生活をどうしていくかというようなところに思いをしていかなければいけないと思うので、成年後見についても知らせられる場面で知らせていただきたい。それから、もう既に取り組んでいただいていますけれど、エンディングノートの件で、早め早めに市民にいろいろ周知していくことで、本当に困った状況になってからというのではなくて、手立てができるような、そういう状況も本当に必要だと思います。ここで聞いていいのかどうか分からないのですけれど、エンディングノートについては、昨年度配布したようですけど、その状況、今年についてはどのようにしていくのか教えていただけますか。

○長寿課長 昨年度からエンディングノートを作りましてお配りしているのですけれど、昨年度は終末期に関する講演会を開いたので、そこに100人以上見えられて、そこでお配りしたりして大分はけたりしていましたが、今年はなかなか配る機会がコロナの関係でないものですから、機会あるごとにお配りしたりお渡ししたりして、なるべく利用していただけるように働きかけてはいるのですけれど、たくさんどっと出ることは今のところないので、こまめにお話しして配ったり、もしエンディングノートのお話が希望だったら出前講座でやるようなことはお話ししています。

○丸山寿子委員 介護保険制度が平成12年にできて、それまで措置だったのが契約になって、自分で契約するというか、本当に近い身内がやっついていかれたらいいのですけれど、そうでもなくて、またすごい高齢化が加速し

ていますので、要望ですけれど、エンディングノート等も活用しながら、多くの方にこの介護の制度が必要な人には届くようにということをお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。それでは質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号令和元年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

#### 議案第5号 令和元年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 次に、議案第5号令和元年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第5号令和元年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。決算書は349ページ、決算説明資料は157ページになりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

初めに、榎川診療所の令和元年度の概要等につきまして、資料を配付したいと思いますが、配付してもよろしいでしょうか。

○委員長 これを許可します。お願いします。

○健康づくり課長 それでは、今お配りをしました資料の説明から入らせていただきます。

初めに、榎川診療所についてということで、令和元年度の概要と、あと指定管理者公募の経過等について御説明をさせていただきます。

令和元年度の概要でございますが、資料をおめくりいただいて、3ページを御覧いただきたいと思います。こちら榎川診療所の概要でございますが、指定管理者は医療法人敬仁会で、平成26年4月から令和3年3月31日までの7年間の指定管理期間ということで現在指定管理を行っていただいているところでございます。診療体制につきましては、常勤の医師1人、看護師常勤2人ほか、全体として常勤5人、非常勤2人、パート2人ということで診療体制を組んでおります。また、このほかに自主事業で行っております送迎サービスがございますが、その運転手を2人確保しているところでございます。

4の患者数等の推移ということでございますが、令和元年度を御覧いただきたいと思いますが、診療日数が189日で、延べ患者数は8,943人ということで、前年比97.7%、マイナス2.3%減となっております。また指定管理が始まった平成26年度と比べますと13.9%の減となっているところであります。1日当たりの患者数は47.3人ということで、あまり1日当たりの患者数については変動がないような状況であります。あとレセプト数については6,787件ということで、97.2%、マイナス2.8%の減ということになっております。下のグラフを御覧いただきたいと思いますが、檜川地区の人口減少と共に患者数も減少傾向であるというような状況になっております。

次、おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。患者数の内訳ということでございまして、令和元年度の8,943人の患者数のうち、71%の6,346人が檜川地区の患者でございます。残りの約3割が木曽地域で、この木曽地域の中でも、主には木祖村の患者になっております。その下の診療報酬の内訳でございますが、御覧をいただいたとおり後期高齢者が68.6%ということで、高齢化の進展に伴いまして、国保の割合が減少をして後期高齢者の割合が増加をしているというような傾向になっております。

それでは、資料1ページにお戻りいただきまして、3の指定管理者公募の経緯でございます。指定管理者であります医療法人社団敬仁会が令和2年度末をもって指定管理を終了することにつきましては、2月の議員全員協議会でも御報告したとおりでございますが、このことによりまして新たに指定管理者を公募する必要が生じたことから、本年6月11日から7月9日まで指定管理者を公募したところでございます。結果として、応募する医療機関はございませんでした。この指定管理者確保の取組としまして、①として長野県の担当部署ということで、へき地医療を担当しております医療政策課、また医師確保を担当しております医師看護人材確保対策課等と御相談を申し上げたところでございます。また、医療法人等への情報提供、相談ということでございまして、ある程度大きな法人であり経営が安定しているところが必要ということもございまして、厚生連等、様々な医療機関等にも情報提供、また相談を申し上げたところでございます。また、指定管理者募集の周知方法ということでございますが、市のホームページに掲載すると共に近隣の医療機関等への案内を送付するというようなことで、幅広く指定管理者の募集について周知を行ったところでございます。経過につきましては、令和2年1月から2月にかけて指定管理者確保の取組をしたところでございます。そして、3月11日に地元区長会に現状を報告し、また、6月10日には指定管理の公募を始めるということで、地元の区長会とも意見交換をしたところでございます。そして、6月11日から7月9日まで公募を行いまして、公募を締め切りました7月9日には地元区長会、また地元市議に結果については報告を申し上げたところでございます。おめくりいただいて、2ページをお願いいたします。指定管理者の応募がなかったということで、その後の対応でございますが、地元区長会、また檜川地区の振興協議会に報告、また協議をしているところでございます。

5として、基本的な考え方でございますが、現時点としましては、来年4月からの診療を継続するということが大変厳しい状況になっております。1つ、指定管理ということについては応募がなかったということ、また市の直営ということについては、民間においても医師等の確保が大変困難な状況でございますので、直営として医師、また医療スタッフを確保していくということは大変困難であるというような状況から、来年4月からの診療の継続ということは現時点では厳しい状況になっているというような現状でございます。

(2)の考え方ではありますが、引き続き、この診療所の継続については、様々な、地元にも協力をいただきながら努力をしていきたいと考えております。その一方で、訪問診療であったりとか移動手段的確保など、檜川地

区の地域医療を確保するため、地元の皆様や、また受診者の皆様の意向を伺いながら、市として検討してまいりたいと考えております。今後の予定でございますが、来週9月24日には檜川地区の地域振興協議会がございますので、ここでまた地元の皆様と協議をしてみたいと思います。そして、ある程度来年度の方針、方向が決まったところで、庁内、また議員の皆様にも御報告を申し上げていきたいと考えているところでございます。

それでは、決算書に戻っていただきまして、決算書349ページ、決算説明資料157ページを御覧いただきたいと思っております。塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計の歳入、歳出、決算額は共に1,271万6,037円となっております。前年度対比86.1%、205万8,870円の減となっております。これにつきましては、歳出のうち営繕修繕料、工事請負費、長期債償還金等が減額したことによるものなどがございます。

それでは、歳入、歳出の詳細については、歳出から説明をさせていただきますので、決算書356、357ページを御覧いただきたいと思っております。1款1項1目一般管理費、備考欄白丸、一般管理事務費になります。426万円余につきましては診療所施設の管理運営に係る経費になりまして、最初の黒ポツ、営繕修繕料36万円余につきましては男子トイレを洋式化したものになります。その2つ下の黒ポツ、指定管理料300万円につきましては医療法人社団敬仁会への指定管理料でありまして、指定管理期間は先ほど申し上げたとおり、平成26年度から令和2年度までの7年間となっております。詳細については、先ほど申し上げたとおりでございます。なお、施設管理に關します光熱水費、委託料等については指定管理者の負担となっております。

次に、2款1項1目医業事業費、備考欄白丸、医業事業事務費214万円余につきましては診療を行う上での経費でございます。2つ目の黒ポツ、医療機器使用料135万円余につきましては、心電計、超音波診断装置など医療機器のリース料となっております。なお、診療に關します人件費であったり、また医療用の消耗品、医薬材料費等は指定管理者の負担となっております。

次に、3款1項1目元金及び2目利子につきましては、これまでに借入れをいたしました診療所関係の起債の元金及び利子の償還金になります。主なものは、内視鏡やレントゲンデジタルシステム、CT装置の購入や改修に係る過疎対策債になります。なお、令和元年度末の起債残高は1,398万円余になります。

次に、歳入になりますので、ページをお戻りいただきまして、354、355ページをお願いいたします。1款1項1目手数料、備考欄の黒ポツ、診断書作成料79万円余につきましては、診断書や介護保険主治医意見書等の作成に係る手数料となります。この手数料につきましては、条例によりまして市へ納付することになっております。そのため、この作成料を指定管理者の収入とするため、決算書357ページの医業事業事務費の中で、収納事務委託料として同額を支出しているものでございます。

次に、2款1項1目一般会計繰入金1,191万円余につきましては、一般会計からの繰入金になりまして、前年度と比べ236万円余の減額となっております。私からの説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**金子勝寿委員** 基本的な確認を。お断りされたわけですが、それはいろいろしょうがないところですけども。指定管理料を上げるというお話は当然先方にはしたけれども、もうお金の問題ではないという理由で、要は人が確保できなかったりとか、これ以上やっても、もううちとしては人手が無理だからというのが主な理由と考えていいのか。その辺、繰り返になってしまうかもしれませんが、教えてください。

○**健康づくり課長** 指定管理者の継続についての話合い、協議については、主には昨年5月以降、敬仁会ともろ



もろお話をしてきたわけでありますけれども、その中では当然指定管理料の見直しであったりとか、今、結構負担になっております人件費の部分で、今まで市からのスタッフをそのまま雇用していただいたというようなことで、かなり規模とすると、規模に比べて大勢のスタッフを抱えているような状況になっております。そこでスタッフの見直しも含めて指定管理者との中では協議をしてきたところではありますが、最終的には現在担当しております医師の判断の中で、指定管理を続けられないというようなことになったというような状況でございます。

○金子勝寿委員 判断というと、要は続けられないというのは、医師の判断として、もう指定管理はなじまないということなのか、具体的に何が決定打だったのか話してもらったほうがいいのかなと思って。

○健康づくり課長 今、担当している医師で、この指定管理の満了をもって診療所勤務を辞めたいということでの判断です。そして、指定管理者も次の医師の確保を図ったところではありますが、次の医師が確保できないというようなことで、昨年12月に文書で正式に今年度末をもって指定管理については終了をしたいということでの報告があったものでございます。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 では、なかなかお金の、要は費用の話ではない、決定的な原因があるということですね。分かりました。

○委員長 ほかにありますか。

○柴田博委員 今日配られた資料の中で3ページのところで、延べ患者数が8,943人ということですが、実人数にしたらどれぐらいになるかというのは分かりますか。

○健康づくり課長 実際のところ、実人数が出てはいないのですけれども、一つの目安とすると、レセプト数が実人数に近いものではないかと考えております。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 それと、4月からどうなるかという話ですが、現在診療所にいる職員は全部指定管理者の職員ということですね。確認ですが、そうすると4月1日からは市で誰か派遣しない限りは誰もいなくなる、無人になるということですか。

○健康づくり課長 現在、榎川診療所に勤務しているドクターも含めて、スタッフは全部指定管理者の職員になっておりますので、4月以降はそのスタッフについては今の指定管理者の元に戻るということになります。したがって、何らかの形で医師なりを確保しない限りは、今の診療所については4月以降は無人というか、なくなってしまうということになります。

○柴田博委員 基本的な考え方の中で、訪問診療という言葉が入っているのですが、これは具体的にはどういうことですか。

○健康づくり課長 現在も、それぞれの市内の医療機関の中でも訪問診療をやっている医療機関は結構たくさんあります。それは、1回は当然受診をしていただくわけでありますけれども、その後については計画的に医者が訪問をして診療するというものでございます。ただ、現在、榎川地区まで行っている医療機関がどのぐらいあるのかということも、まだ医師会には確認はしていませんが、幾つかの医療機関では榎川の患者にも訪問診療をやっているということも伺っているものですから、そのような新たな今後の医療の確保のためのサービスを確保しながら、地域医療を確保していきたいと考えております。

○柴田博委員 それは、具体的には市で市内の、市内だけではないかもしれませんが、医療機関に檜川地区で訪問診療をやってほしいという願いをして、一定の契約をするということなのですか。

○健康づくり課長 これは、今、在宅診療というのがかなり定着をしてくれてきておりまして、塩筑医師会のホームページを見ていただいても、在宅診療ということで訪問診療であったり往診であったりとか、在宅での医療管理であったりとかというような項目があります。ですので、その中で、今、かなりの医療機関で対応していただいておりますので、市と契約をするというよりも、塩筑医師会に加盟の先生方に御理解をいただいて檜川地域にも訪問診療を広げていただけるような願いをしていくような形になろうかと思えます。

○柴田博委員 あと、指定管理になる前の話ですけれども、医師の住まわれていた住宅は市が準備した住宅に住まわれていたと思うのですけれども、指定管理になってからはそれはどうなったのですか。

○健康づくり課長 現在も医師住宅については、引き続き利用をいただいております。

○柴田博委員 4月から当然、それもなくなるということですか。

○健康づくり課長 そのとおり、4月からは退去をしていただく形になります。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 はい、取りあえずいいです。

○委員長 ほかにありますか。

○西條富雄委員 訪問診療、在宅診療、これはそうならないかと思えるのですけれども、その行く段階で、1回、ドクターに診察を受けないといけないということがあるのですけれども、その辺をクリアするために現ドクターに紹介状をもらって、その病院に紹介状を持っていけば訪問診療できるというように持っていけばいいと思うのですけれども、ところが、紹介状というのは、お金がいるのですよね。これを、また市が補助していかなければならないかという問題も出てくるのですけれども、現段階をクリアするには現ドクターの紹介状をもらってくださいと、今、かかっている患者は、ということを進める話と、もう1つ、将来的にもっと先になると思うのですけれども、デマンド交通がいわゆる自動運転の車を進めている、開発している中で、それが檜川地区の交通をデマンドにして、医者へ行きたい人が塩尻の病院に入ってくるというような交通ができるのはいいかと思うのですけれども、そこへ行く前までは、今言った訪問とか在宅診療を進めていきたいので、そんなことを考えていく方向を提案します。

○健康づくり課長 紹介状の関係につきましては、現時点で診療所から声かけをいただいております。必要の方については紹介状を出しているというような状況になっております。それと、あと移動手段等についても、現在、地元ともお話をして地域の意向を伺っているところでございます。ですので、今後、檜川地区の医療に限らず、例えば買い物であったりとか様々なことに関する移動手段というのは課題になってこようかと思っておりますので、そこらも含めて地元と協議をしながら、ある程度方向性を見出していきたいと考えております。

○柴田博委員 今の移動手段の関係ですけれども、今、やっている患者の送迎サービスというのはどこが主体でやっているわけですか。実際にやっているのはNPOですか。

○健康づくり課長 現在、檜川診療所として送迎サービスを自主事業としてやっております。これは、指定管理者の敬仁会が実施をしているというような状況であります。

○柴田博委員 それは、有償でやっているということですか、無料ですか。

○健康づくり課長 無償で行っております。

○柴田博委員 無償で。いいです。

○委員長 ほかにありますか。

○金子勝寿委員 何となく理解をしてきたつもりなのですが、そうすると、4月以降は医師の確保、医者だけではなく働く人もいないといけないので、現状では閉鎖をせざるを得ないということになるのか。あと、もし多少当てがあるならお話しもしていただけたほうが、議会で、地元の議員、大分しっかり話はしても、思いは聞いても物理的に難しいことをお願いしてもしょうがないと思うので、現状として今日時点で結構ですので、4月以降は閉鎖するなら閉鎖する、もし閉鎖せずにできる可能性があるなら、こんな可能性を今考えているという2点をお聞かせください。

○健康づくり課長 現時点におきまして、4月以降については閉鎖というよりは一旦休止というような形で、診療所としては当面残していきたいと考えております。その中で、先ほども申し上げたとおり、診療所の継続について、地元の皆様にも御協力いただきながら探っていきたいと考えているところです。

○金子勝寿委員 ちなみに、これは予算はどうするのですか。一応枠だけですか。

○健康づくり課長 今後、予算編成に向けて財政課とも協議をしていかなければいけないと思っておりますが、基本的には特別会計については閉鎖をして、一般会計の中に1事業を起こしてやっていくような方向で検討しております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。それでは、ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第5号令和元年度塩尻市国民健康保険榎川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第5号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

次に進みます。しばらくお待ちください。

---

#### 議案第11号 塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第11号塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、議案関係資料10ページを御覧いただきたいと思います。議案第11号塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。まず、1の提案理由でございますが、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第10次の地方分権一括法の交付によりまして一部改正されます子ども・子育て支援法が9月から施行されることに伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、引用しております子ども・子育て支援法の条項を改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、11ページを御覧いただきたいと思っております。対照表、右の現行の欄にございます第2条第2号に引用条文を指す部分、法第43条第3項とありますが、今回の改正に伴いまして引用条文の前にあった項が削除されまして項ずれが生じたことから、表の左半分の改正後の欄にございますように、法第43条第2項へと改めるものでございます。この法43条第2項では、特定地域型保育事業所に分類される4つの保育事業所、家庭的保育事業、それから小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業の利用定員を定める際の第三者機関等への意見聴取を義務づける規定となっております。本市におきましては、条例の表題にございます市長の諮問機関、子ども・子育て会議がこれに該当いたしますが、今回の地方分権一括法の改正では、子ども・子育て支援法で定めます子育て支援サービスあるいは福祉サービスの提供につきまして、行政側の手続の円滑化を図るため、地域型保育事業者に対する確認の効力が拡大されております。これまで特定地域型保育事業所の利用者が、事業所が所在する市町村と異なる市町村に居住する場合には、双方の市町村の確認の作業が必要でありましたけれども、このたびの地方分権一括法の改正によりまして、事業所が所在する市町村以外の市町村の確認が不要となりました。なお、本市における事例といたしましては、諏訪市にございます事業所内保育事業所きりり諏訪赤十字病院園、また、きりり諏訪日赤第二保育園や、岡谷市にございますきりり岡谷市民病院園などが該当しております。

それでは、10ページにお戻りをいただきまして、項目4の条例の施行等でございますが交付の日から施行させていただきますものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号塩尻市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

#### 議案第12号 塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第12号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○こども課長 それでは、続きまして、議案関係資料12ページを御覧いただきたいと思っております。議案第12号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。まず1

の提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正や、先ほど御説明申し上げた地方分権一括法の交付に伴う子ども・子育て支援法の改正に伴い必要な改正を行うものでございます。

次に、2の概要でございますが、まず1点目として、昨年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化の保育認定要件として申請者が育児休業中に継続して利用する教育または保育施設に、特定子ども・子育て支援施設等を加えるものでございます。2点目といたしまして、条例で引用しております子ども・子育て支援法の条項を改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、13ページを御覧ください。改正点は全部で4点でございます。まず1点目といたしまして、対照表左側の改正案の欄にありますように、第1条下線部分の根拠規定に新たに第30条の5を追加いたします。この第30条の5は、幼児教育・保育の無償化に係る給付認定に当たっては市町村による申請者の保育の確認が必要となるということを決めるものでございます。次に、2点目といたしまして、引用条文の重複を避けるため、対照表右側の現行の欄にあります第2条の引用条文の表記を、法第6条第2項から対照表左側の改正案の欄にありますように同条第2項に表記を改めるものでございます。次に、3点目といたしまして、対照表右側の現行欄にあります第2条第9号の上から4行目の下線部分の特定地域型保育事業所(法第43条第3項)の括弧書きの引用条文を、議案第11号の説明で出てまいりましたように、地方分権一括法交付に伴う子ども・子育て支援法の改正の項ずれに合わせて、対照表左側の改正案にありますように法第43条第2項に改めるものでございます。最後に4点目といたしまして、対照表左側の改正案の下から3行目の下線部分にありますように、特定子ども・子育て支援施設等を加えるものでございます。この特定子ども・子育て支援施設等とは、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化の給付対象となると市が確認を行った、次に挙げます6つの施設または事業を指します。1つ目といたしまして新制度未移行の幼稚園、2つ目といたしまして認可外保育施設、3つ目といたしまして預かり保育施設、4つ目といたしまして一時預かり事業、5つ目といたしまして病児・病後児保育事業、6つ目といたしまして子育て援助活動支援事業でございます。改正点につきましては以上でございます。なお、この改正による影響でございますが、昨年10月から実施をされております幼児教育・保育の無償化につきましては、上位法であります子ども・子育て支援法に基づきまして制度運用しておりますので、特段影響はございません。

それでは、再び、別冊資料の12ページにお戻りいただきまして、項目4の条例の施行等でございますが、交付の日から施行させていただくものでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第12号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。  
次に進みます。

---

### 議案第13号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○**委員長** 議案第13号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。説明を求めます。

○**男女共同参画・若者サポート課長** それでは、議案関係資料の15ページを御覧ください。人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。提案理由でございますが、人権擁護委員の候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

2の概要といたしましては、委員10名のうち今回4名の委員の方が令和2年12月31日に任期満了になることに伴いまして、次の4氏を適任者と認め推薦をしようとするものでございます。1人目が奈良井のり子氏、2人目が丸山典子氏、3人目が宮本京子氏でこの3名が再任でございます。4人目が武藤誠治氏で新任でございます。

3の略歴につきましては、16ページから19ページにございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

○**丸山寿子委員** 討論ではないですけども、要望をお願いします。人権擁護委員の皆さんがどのような活動をされて研修をされているのかが市民にも分かるように、また研修した内容を還元していただくようにということで、要望をお願いいたします。以上です。

○**委員長** 要望でよろしいですね。

それでは、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第13号人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第13号につきましては、全員一致をもって同意すべきものと決しました。  
次に進みます。

---

### 議案第14号 塩尻市文化会館の指定管理者の指定について

○**委員長** 議案第14号塩尻市文化会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**社会教育課長** それでは、議案第14号塩尻市文化会館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。議案関係資料20ページを御覧ください。塩尻市文化会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244

条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、塩尻市文化会館の指定管理者選定審査委員会は去る8月5日に行われております。

施設の名称は塩尻市文化会館、指定の相手方は一般財団法人塩尻市文化振興事業団、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

塩尻市文化会館は、平成8年10月に市民の芸術文化の拠点として幅広い年代層、ジャンルに対応し、また一流の芸術鑑賞事業を安価で提供することにより市民の芸術文化に対する意識の高揚と文化教養を高めると共に、市民の芸術文化活動や創作活動の支援、人材育成及び芸術文化活動を通じたまちづくりを推進することで市民の文化の振興と福祉増進を図ることを目的とし建設された施設でございます。本年で丸24年を迎えます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○金子勝寿委員 大分コロナの関係で延期とか休演になっていると思うのですが、状況はそれで分かった。職員の方というか、財団の職員の方、異動自体がほとんどないのか。ほかの文化会館とか他市の施設を使う方から塩尻のいいところと悪いところと、いろいろ御指摘がある。その辺の教育というか、どうしても同じところで同じ職場で同じことの繰り返しになると、本来が指定管理なので、もう少しサービスが向上しないといけないのですけれども、ただ、事実上、そういう環境にはないので、松本、茅野、岡谷がいいか分からないけれども、いろいろ、どんなやり方をしているか、普段、そういう研修とか財団の職員の方はやっているのかとか、あと、休演で多少仕事が減っている分、どんなことをしているのかとか、指定管理料は多分変わっていないと思うので、様子を聞かせてください。

○社会教育課長 まず、コロナ禍の影響でございますけれども、大型の事業等、それから貸館をしてのプロモーター等の事業が軒並みに中止となっているということで情報がございます。8月5日の委員会の時点で、損失額が500万円以上出ているというような状況は伺っております。あと、サービスについては、委員の御指摘のとおり、長年いることによって、どうしてもなれ合いとかなあなあになってしまうということがありますので、その辺は事業団において、指定管理者の指定者として教育の徹底をしていきたいと考えているところでございます。あと、現在、国、県では、一応、19日、明日から解禁で、一応100%というような状況で使用してもいいというような方向性は出ていますけれども、一応、事業団としては11月いっぱいまではこれまでどおり50%の利用制限をかけて運用していくというようなことを聞いてございます。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 幾らか、交流人事とか、全国的にはあるのかな。2つ以上指定管理で持っていたりすればいいのでしょうかけれども。各単体だと、どうしてもそこでずっとルーチンでやっていると、退職したらノウハウが引き継がれないとかいうこともあると思うのですが。外から刺激が入らないと、だんだん、条例を基にして施設を管理する側がサービス者に対して、もうこういうものだから決まっていますからということが、いろいろなところで話が出てきているようなので、その辺の工夫とかあればありがたいかと。働いている本人の皆さんたちも、いいと思うのです。

○社会教育課長 委員御指摘のとおり、長年勤めているとこれでいいというところで、それ以上伸び代がないというところがありますので、これから、例えば外部からの研修が可能であれば検討していきたいと思っておりますし、

なかなか外部交流というものが難しいものですから、その辺は新しい水はなかなか入れにくいのですが、ぜひ、意識が常に新しいもので、サービス業であるというところはぜひ意識づけをする中で、これから発注者として指導できていければと考えております。

○委員長 よろしいですか。

○金子勝寿委員 ちなみに、モニタリングの制度はあるので、多分、そのときにぜひ、またお伝えください。以上です。おしまいです。

○委員長 よろしいですか。答弁は。ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第14号塩尻市文化会館の指定管理者の指定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

では、午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後0時58分 再開

○委員長 休憩を解いて再開します。

---

#### 議案第15号 財産の取得について

#### 議案第16号 財産の取得について

○委員長 次に、議案第15号財産の取得についてを議題といたします。なお、関連がありますので、議案第16号財産の取得についても合わせて説明を求めます

○教育総務課長 説明の前に資料を配付させていただきたいのですが、よろしいですか。

○委員長 許可します。

○教育総務課長 資料のほうは、後ほど説明させていただきます。

それでは、議案第15号財産の取得について、議案関係資料21ページをお願いいたします。提案理由につきましては、塩尻市立小学校に設置する備品を買い入れるため、その財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。概要でございますが、取得財産につきましては、市内小学校9校の備品として児童用のタブレット端末、iPadになりますが、2,827点になります。取得金額につきましては1億2,432万5,000円余、取得の相手方につきましては、富士電機ITソリューション株式会社信越支店となります。



続きまして、議案第16号財産の取得について、議案関係資料の22ページをお願いいたします。提案理由につきましては、塩尻市立中学校に設置する備品を買い入れるため、その財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。概要でございますが、取得財産につきましては、市内中学校5校の備品として生徒用のタブレット端末、Chromebookになりますが、1,772点になります。取得金額につきましては7,972万2,000円余、取得の相手方につきましては、キッセイコムテック株式会社となります。また、業者の選定方法等につきましては、長野県市町村自治振興組合が勧めます、タブレット端末の共同調達による一般競争入札により、7月13日に入札を行っております。本市では、小学校にiPadを、中学校にChromebookを導入することとして共同調達に参加しております。なお、県内20団体が共同調達に参加している状況でございます。また、端末については11月頃から順次納品の予定で進めているところでございます。

それでは、配付させていただきました資料をお願いしたいと思います。両面刷りで3ページありますが、最初の2ページが中学校に配布しますChromebookのカタログになっております。Chromebookにつきましては、起動時間が短く、タブレットのオン、オフが多い授業で進行の妨げにならないことや、中学生のグループ学習や課題の配布、フィードバック、採点集計等を一元管理できるものとなっております。こちらの写真にございますけれども、ノート型になっておりまして、360度広げるとiPad型になるというものでございます。ノート型にすればキーボードも使えるということで、カメラ機能も搭載しているものになります。

おめくりいただきまして、3ページ目にあるのが、小学校に導入しますiPadになります。中ほどに3つほど写真がございます。一番左に、iPad第7世代と書いてございますが、これが通常、タブレット端末として使用する際の形でございます。真ん中にキーボードと立てかける枠がついたものがあるのですが、ここにはめ込むとキーボードとしても使うことが可能だという内容になっております。こちらカメラを内蔵してございます。また、iPadについては、パソコンが苦手な児童でも直感的に扱うことができ、操作説明に時間を取られないこと、小学生の調べ学習への活用や、教員用の端末から児童の端末状況を確認できたり、コントロールできるような内容になってございます。それぞれ利点を生かした内容で小中学校に配布したいと思っております。説明は以上でございます。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**柴田博委員** 小学校、中学校両方ですけれども、これは購入するのはタブレット本体だけということですか。

○**教育総務課長** 今写真で示してございます形のを、そのまま導入することになります。

○**柴田博委員** あと、学校で利用する場合も、それから家庭に持ち帰って利用する場合などに、例えば家庭であればインターネットに接続するための機材とか、そういうものも必要になるかと思いますが、そういうのは別に買うということですか。

○**教育総務課長** 基本的には学校の中で使用することを前提としておりますけれど、今回の長期休業等あったような場合に、自宅へ持ち帰って使っていただくことも想定しております。以前、御家庭にアンケート取った中では、おおむね98%の世帯で、何かしらのインターネット接続環境があると聞いております。実際にその環境がない御家庭に対して、この後の補正予算でも御説明させていただきたいと思っております。Wi-Fiルーターをこちらで導入しまして、それを貸し出したいと思っております。

○柴田博委員 取りあえず、いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○金子勝寿委員 OS を、小学校と中学校で変えたのは、文科省で何かあるのですか。小学校で iPad 使って、中学になると Google の OS 使うのは、面倒かなと思うのですが。

○教育総務課長 国が勧めている中では3機種ほどございまして、Windows、Chrome、それから iPad というのがございます。私どもの情報教育担当指導主事いますので、その者と、あと I T C の活用の研究会の中で、小学校、中学校、それぞれどんな機種がいいか検討してもらいました。先ほど申し上げた内容で、小学生にはパソコンが苦手な子でも使いやすいものを、中学校については起動時間も短くて授業中でもかなり頻繁に使い勝手がいいものをということで選定したことになっております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。ないので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 15 号財産の取得について及び議案第 16 号財産の取得については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 15 号及び議案第 16 号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第 20 号 令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）中 歳出 2 款総務費中 1 項 14 目市民交流センター費、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費について

○委員長 議案第 20 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）中歳出 2 款総務費中 1 項 14 目市民交流センター費、3 款民生費、4 款衛生費、10 款教育費を議題といたします。説明を求めます。

○交流支援課長 議案第 20 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）についてお願いいたします。交流支援課ですが、23、24 ページをお願いします。2 款 1 項 14 目市民交流センター費でございます。説明欄白丸、協働のまちづくり推進事業補正額 15 万 9,000 円の減額でございます。コロナ禍の影響により、さくらフェスタが中止となったため、交通整理委託料 9 万 9,000 円、屋外ステージ借上料 6 万円を減額するものでございます。以上です。

○福祉課長 それでは続きまして、25、26 ページをお願いいたします。3 款民生費 1 項社会福祉費 2 目障害者福祉費、説明欄の上の白丸、障害者福祉事務諸経費の、障害者スポーツ大会負担金 10 万円につきましては、5 月 24 日に開催予定でありました長野県聴覚障害者スポーツ大会への負担金 5 万円と、6 月 13 日開催予定でありました松本・塩尻・安曇野・東筑合同障がい者スポーツ大会への負担金 5 万円、この両大会が新型コロナウイルス感染症拡大の防止により、安全を考慮して大会が中止となりましたので、おのおの負担金を減額するものでございます。以上です。

○長寿課長 続きまして、5目介護保険事務費です。説明欄白丸、介護保険特別会計繰出金になります。一般会計から特別会計の繰出金になりますが、介護予防事業がコロナ感染の関係で中止になったことから減額になっています。615万6,000円の減になります。詳しくは介護特会のところで御説明します。以上です。

○こども課長 続きまして、2項児童福祉費1目児童福祉総務費、説明欄白丸、民間保育所支援事業、その下の黒丸、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金200万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、民間の認可保育所を対象に、マスクや消毒液など対策に必要となる消耗品等の調達を補助するための増額補正でございます。なお、財源につきましては、国の交付金により全額賄われるものでございます。

次に、2目児童運営費、白丸、保育所運営費、その下の黒丸、消耗品費750万円につきましては、市内の公立保育園が空気清浄機、マスク、消毒液など、対策に必要となる消耗品等を調達するための経費を増額補正するものでございます。こちらにつきましても、財源につきましては国の交付金により全額賄われるものでございます。私からは以上でございます。

○福祉課長 続きましてその下、3目ひとり親家庭福祉費、説明欄の白丸、ひとり親家庭福祉推進事業の高等職業訓練促進給付金334万4,000円につきましては、経済的自立のため、看護師や社会福祉士など専門性の高い資格取得を目指して、1年以上のカリキュラムの養成機関に入学した場合、就学中の生活費を所得に応じて給付をしまして、当該家庭の生活の負担軽減を図るものでございます。当初予算では継続者2名分の予算計上でありましたが、7月までに新たに4名の方から相談、申請がありまして、内訳は准看護師、美容師、保育士、社会福祉士の資格取得を目指しており、その方々への給付をするものでございます。なお、この事業に関わる費用につきましては、国が4分の3補助となっております。以上です。

○健康づくり課長 続きまして、4款衛生費1項保健衛生費2項予防費、説明欄白丸の、感染症予防等対策費、最初の黒ポツ、消耗品費504万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、秋以降については季節性インフルエンザの流行期と重なることから、地域の医療機関の負担が大きくなるということが想定をされております。そのため、市内の病院や医療機関を支援するため、サージカルガウンやフェースシールド、N95マスクなどをそろえた感染症対策セットを1,700セット確保するものでございます。この財源につきましては、寄附金500万円を充てるものでございます。次の黒ポツ、結核健康診断委託料1,700万9,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染予防を図るため、集団による胸部レントゲン撮影及び二次CT撮影を中止したため、その委託料を減額するものでございます。

次に、27、28ページをお願いいたします。3目保健対策費、説明欄最初の白丸、健康増進事業3,124万4,000円の減額、その次の白丸、歯科保健事業30万2,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染予防を図るため、集団による各種がん検診及びよい歯を守る相談会を中止したため、その委託料など関連する経費を減額するものでございます。

次の白丸、精神保健事業、黒ポツ、パソコン等使用料12万6,000円につきましては、コロナ禍におきましてはストレスを感じやすく、精神的に不安定な状態に陥りやすいことなどから、市ホームページにメンタルチェックシステムによるセルフチェックを掲載し、心の不調に早期に気づき、各種相談や受診につながるものを導入するものでございます。また、このシステムにつきましては、コロナ禍の対応に限らず、自殺対策など精神保健全般に活用するものでございます。私からは以上です。

○教育総務課長 続きまして、予算書 33、34 ページをお願いいたします。10 款教育費 1 項教育総務費 3 目事務局費、説明欄白丸、スクールバス運行費、1 つ目の黒ポツ、運行委託料 626 万 3,000 円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応として、スクールバス内の 3 密状態回避のため、1 台当たりの児童生徒数が多い宗賀小学校、塩尻西部中学校について、今年度末までバス 2 台分を増便するものでございます。次の黒ポツ、学校臨時休業対策費補助金 133 万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、本年 4、5 月の臨時休校中のスクールバス運行業務に係る経費について、運行業務委託業者 2 社に対し支援金を交付するものでございます。該当事業者は、アルピコタクシー株式会社及び朝日観光自動車株式会社の 2 社となります。

続きまして、2 項小学校費 1 目学校管理費、白丸、小学校管理諸経費、1 つ目の黒ポツ、消耗品費 1,300 万円につきましては、学校再開に際して、感染症対策等を徹底しながら、児童生徒の学習保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費を補助するものでございます。財源となる国庫補助の補助率は 2 分の 1 で、学校規模に応じて交付されることとなります。具体的には、学校における感染症対策等の支援として、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の追加購入、校舎消毒等に必要経費、それから教室における 3 密対策として換気に必要なサーキュレーター等の購入費用などになります。また、子供たちの学習保障支援として、家庭学習のために用いる教材の購入や、教室における 3 密対策として、空き教室等を活用して授業を行う際に必要となる備品購入費用などが対象となります。各学校からの要望を聴取する中で、必要な経費について、学校配分予算として活用するものでございます。次の黒ポツ、辰野町塩尻市小学校組合負担金 483 万 7,000 円につきましては、両小野小学校に関する事業費増額に伴う負担金の増額補正となります。

続きまして、2 目教育振興費、白丸、情報通信ネットワーク整備事業につきましては、主に庁内の with/after コロナ施策立案チームからの提案による事業になります。学校からのアンケート結果等を参考に事業化しております。1 つ目の黒ポツ、消耗品費 1,163 万 5,000 円につきましては、今後新型コロナウイルス感染症拡大による長期休校等となった場合のオンライン授業等に対応するため、1 つ目として、インターネット環境が整備されていない家庭に対して貸し出すためのモバイル Wi-Fi ルーター 250 台、250 万円になります。2 つ目として、教員用のタブレット端末 203 台の購入で、913 万 5,000 円を計上してございます。次の黒ポツ、モバイル Wi-Fi ルーター通信費 206 万 3,000 円につきましては、家庭におけるオンライン授業等で必要となる通信費用であり、250 台分の 5 か月分を見込んでおります。次の黒ポツ、G I G A スクールサポーター委託料 396 万円につきましては、学校や教員の I C T 活用に係る支援体制を構築し、端末操作、通信環境の支援、教材開発等授業への I C T 導入支援など行うことで、G I G A スクール構想の加速化に伴う学校及び教員の負担を軽減するものでございます。支援に当たるサポーターにつきましては、市振興公社 K A D O のスタッフ等の市内民間事業者を想定しております。次の黒ポツ、備品購入費 132 万円につきましては、試験採点業務のデジタル化に必要なデジタル採点システムを試験的に 2 校に導入するものでございます。試験用紙の持ち出しをする必要がなく、セキュリティを確保しながらテレワークによる採点事務を行うことが可能となり、教員の働き方改革につながるものでございます。

続きまして、3 目給食施設費、白丸、給食運営事業諸経費、黒ポツ、学校臨時休業対策費補助金 203 万円につきましては、本年 4 月及び 5 月の休校に伴う、給食中止に係る主食を提供している委託加工事業者への休業対策費補助金で、主食である米飯や麺の加工賃の 90%を見込んでおります。長野県学校給食会、それから中村パン店

等の事業者に対し補助金を交付するものでございます。

続きまして、3項中学校費1目学校管理費、白丸、中学校管理諸経費、1つ目の黒ポツ、消耗品費700万円につきましては、小学校と同様に各学校からの要望を聴取する中で、必要な経費について学校配分予算として活用するものでございます。次の黒ポツ、塩尻市辰野町中学校組合負担金85万8,000円につきましては、両小野中学校に関する事業費増額に伴う負担金の増額補正となります。

続きまして、2目教育振興費、白丸、情報通信ネットワーク整備事業、1つ目の黒ポツ、消耗品費2,168万8,000円につきましては、小学校と同様で、1つ目はモバイルWi-Fiルーター250台の購入で250万円、2つ目として、教員用のタブレット端末136台の購入で612万円、3つ目として、中学校校務用システムの新クライアント化に伴う校務用パソコン端末165台の購入、1,306万8,000円となります。次の黒ポツ、モバイルWi-Fiルーター通信費及びGIGAスクールサポーター委託料につきましては、小学校費と同様の内容でございます。4つ目の黒ポツ、システム構築委託料2,222万円につきましては、中学校校務用システムの新クライアント化、仮想化でございますが、このシステムサーバー導入について、新型コロナウイルス感染症による長期休校を想定し、予定をしておりましたものより前倒しで導入するものでございます。在宅勤務等教員の働き方改革の推進や情報セキュリティの強化を図るものでございます。次の黒ポツ、学習支援コンテンツ使用料311万6,000円につきましては、高校受験を控えた中学3年生を対象に、教員からの要望も踏まえ、家庭学習用サービススタディサプリを予定しておりますが、生徒が家庭でも利用できる環境を整備するものでございます。タブレット端末を活用したオンライン個別指導を行うことで、休校によって遅れた学習支援と基礎学力の定着、個別指導に係る教員の負担軽減を図ります。使用料につきましては、期間6か月、3年生590人分、1人当たり5,280円を見込んでございます。スタディサプリは、自宅でタブレットやスマホからも受講ができ、全単元の講義動画、テキスト、学習ドリルなどがセットになったコンテンツで、生徒の個別学習のほか、先生からの宿題配信や学習履歴のモニタリング機能があり、生徒がいつどのような学習をしたのか把握することが可能となります。次の黒ポツ、備品購入費198万円につきましては、小学校と同様で、デジタル採点システムを試験的に3校に導入するものでございます。

予算書をおめくりいただきまして、35、36ページをお願いいたします。3目給食施設費、白丸、給食運営事業諸経費、黒ポツ、学校臨時休業対策費補助金128万円につきましては、小学校費と同様、主食を提供している委託加工事業者への休業対策費補助金になります。私からは以上です。

**○社会教育課長** 続きまして、同じページ、5項社会教育費1目社会教育総務費、説明欄1つ目の白丸、全国短歌フォーラム事業、1つ目の黒ポツ、企画演出委託料745万8,000円の減額につきましては、コロナ禍の影響により今月26日に開催を予定しておりましたレザンホールでの本大会を中止したことにより、NHKエデュケーションへの委託料全額を減額補正するものでございます。

**○平出博物館長** 続きまして、5目平出博物館費、1つ目の白丸、平出博物館運営事業用につきましては、Withコロナ施策事業となっております。1つ目の黒ポツ、博物館DX化事業委託料500万円につきましては、コロナ禍による見学機会の減少を踏まえ、来館に限らず学習機会を提供できるように、土器を初めとする貴重な資料を3Dデータ化すると共に、デジタル化した資料などをウェブ配信できるように新たにホームページを構築する委託料となっております。次の黒ポツ、遺跡地図公開GIS化業務委託料につきましては、新しい生活様式を踏まえた社会的環境整備の一環として、埋蔵文化財包蔵地の範囲を示した遺跡地図を、これまでの紙ベースからGI

S化し、市ホームページで公開することで文化財保護行政手続のスマート化を図るための委託料となります。

次の白丸、ひらいでの里魅力づくり事業につきましては、コロナ禍によるひらいで遺跡まつりの中止を受け、平出遺跡の魅力をより多くの方に知っていただくため、代替事業として平出遺跡フォトコンテストを開催することにより、50万円を減額するものです。

**○男女共同参画・若者サポート課長** 続きまして、6目青少年育成費、説明欄1つ目の白丸、青少年育成事業76万4,000円の減額につきましては、コロナ禍による米国への渡航中止勧告を受け、ミシワカ市への派遣事業の中止による減額補正でございます。以上でございます。

**○社会教育課長** 続きまして、その下の白丸、青少年育成施設運営事業、1つ目の黒ポツ、営繕修繕料143万6,000円の増額につきましては、塩嶺体験学習の家の本館、新館共に屋根の雨漏りが発生しており、その修繕に係る経費の増額となります。2つ目の黒ポツ、アスベスト検査委託料19万8,000円につきましては、前述しました屋根の修理に伴う現地確認において、屋根、外皮建材にアスベストを含有している可能性を指摘され、その検体採取、検査に係る検査費用となります。

ページおめくりいただき、37、38ページをお願いいたします。12目町並み保存推進費、1つ目の白丸、町並み保存推進事業、以下3つの黒ポツ、報酬、旅費、費用弁償合計22万1,000円につきましては、コロナ禍の影響により、予定しておりました伝建地区保存審議会を実施できませんでしたので、それに係る経費の減額となります。

次の白丸、重伝建整備事業363万6,000円の減額につきましては、伝建地区、奈良井で計画しておりました修理事業が事業者の都合により中止となり、代わる修理事業の工事費が当初事業より減額となったため、補助金も連動し減額となるため補正するものでございます。

その下、13目檜川地区文化施設費、白丸、檜川地区文化施設運営事業、黒ポツ、講師謝礼につきましても、コロナ禍の影響に、計画しておりました講座が中止となり、講師の謝礼について減額するものでございます。

14目芸術文化費、白丸、芸術文化事業、黒ポツ、芸術文化事業委託料117万円の減額につきましても、コロナ禍の影響により、塩尻市民芸術祭、秋の市民文化祭などを中止したことにより、塩尻市芸術文化振興協会への委託料を減額するものでございます。

**○スポーツ推進課長** 続きまして、6目保健体育費1目保健体育総務費、説明欄1つ目の白丸、市民スポーツ振興事業、1つ目の黒ポツ、スポーツ教育等講師謝礼につきましては、コロナ禍の影響のため、今年度予定していた教室の開催を中止したことにより、8万1,000円を減額するものとなります。以降、予算書38ページに関わる減額補正につきましては、全てコロナ禍の影響によるものとなります。2つ目の黒ポツ、スポーツ振興事業負担金につきましては、塩尻ぶどうの郷ロードレースの開催を中止したことにより154万1,000円の減額となります。

2つ目の白丸、スポーツ活動支援事業、1つ目の黒ポツ、青少年スポーツ全国大会等激励金199万円の減、2つ目の黒ポツ、全国大会等激励金15万円の減につきましては、いずれも全国大会等が開催されないため減額するものとなります。3つ目の黒ポツ、市民スポーツ活動補助金につきましては、補助を予定していた市民大会等が中止されたことに伴いまして21万6,000円を減額するものとなります。

3つ目の白丸、競技力向上事業、黒ポツ、会場使用料につきましては、市民水泳大会中止に伴いまして4万円を減額するものとなります。

4つ目の白丸、健康スポーツ推進事業、1つ目の黒ポツから4つ目の黒ポツにつきましては、いずれも大会や会議が中止されたことに伴いましてそれぞれ減額するものとなります。5つ目の黒ポツ、健康スポーツ推進事業負担金につきましては、秋に予定しておりましたファミリースポレクフェスティバル中止に伴いまして64万円を減額するものとなります。

予算書おめくりいただきまして、39、40ページをお願いいたします。2目体育施設費、説明欄白丸、体育施設管理運営事業、1つ目の黒ポツ、公共施設予約システム保守点検委託料につきましては、今年度予定しておりましたシステムの改修、この内容につきましては、市民が使いやすいシステムになるよう改修を予定しておりましたが、現在のシステムにつきましては、窓口対応を原則とした上で、予約のみインターネットから行えるものでございました。ただ、新型コロナウイルス感染拡大対策から今年度の改修は当面屋内に限定して行うものとしたしまして300万円を減額し、次の黒ポツ、公共施設予約システム構築業務委託料において、新たなシステムを構築いたしまして、利用者が窓口にお越しいただく機会の削減とシステムの操作性の効率化と簡素化を図ってまいりたいものです。コロナ禍での新しい生活様式を踏まえ、これまでより施設利用までの手続のオンライン化を目指すものとなりまして、対象施設を地区公民館や学校開放の施設予約につきましても、拡大を図ってまいりたいと考えております。併せまして、現金以外の支払い手続についても導入を図っていきたくいものでございます。現在、導入するに当たっての基本的条件の整備を進めておりまして、早期に使用を決定してまいりたいと考えております。これに伴いまして、委託料として2,000万円の増額をさせていただきたいものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

○柴田博委員 34ページのタブレットの関係ですけれども、教員用のタブレットが消耗品の中に入っているのですが、それは児童生徒が使うものと財産上の取扱い等は変わってくるのでしょうか。

○教育総務課長 本年度から消耗品の取扱いの単価基準が若干変わっておりまして、今まで3万円以下が消耗品だったのですが、10万円以下を消耗品としています。今回は教員用ということで金額もそれほど大きくないこともあったものですから、消耗品として扱わせてもらいましたが、児童生徒については全体としてかなり高額になるものですから備品として扱わせていただき、今回の議決をいただくような内容にさせていただいたところでございます。

○委員長 よろしいですか。

○柴田博委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第20号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 20 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）中当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

### 議案第 22 号 令和 2 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○**委員長** 次に、議案第 22 号令和 2 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** それでは、議案第 22 号令和 2 年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。資料 1 ページをお願いします。歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,490 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 8,375 万 4,000 円とするということです。

まず歳出ですが、資料 9、10 ページをお願いします。3 款地域支援事業費 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費 2 目一般介護予防事業費です。説明欄白丸、一般介護予防事業、黒ポツ、運動器機能向上継続事業委託料 615 万 6,000 円の減額になります。先ほど決算のところでもお話ししたものですけれども、桔梗ヶ原フィットネスに委託していました継続事業、運動教室がもともと今年度で終了の予定でしたが、今回のコロナ感染拡大の影響で病院内に入ることができず、その会場に行くのにどうしても病院内を通らなければいけなくて、開催が困難になりました。訪問で状況確認等を行っていただき、次のサービスを紹介するという形で契約を変更しまして、事業は 8 月末で終了となりました。訪問形式の委託料を引きました残りを減額としてあります。この事業は国の補助の対象とはなっておらず、全額一般会計からの繰入金の実績によるものでありますので、全部減額になっております。変更の委託料は 28 万 5,670 円になっています。

続きまして、4 款諸支出金 1 項還付金及び償還金 2 目償還金です。説明欄 1 つ目の白丸、償還金になります。前年度国庫支出金返還金 1,682 万 5,000 円、前年度支払基金交付金返還金 479 万 2,000 円、前年度県支出金返還金 943 万 9,000 円になります。令和元年度の実績により、国支払基金を県に返還するものです。国庫支出金と県支出金は給付費と地域支援事業を合わせたものになりますが、支払基金は給付費のみの分になります。

それでは、歳入にいきたいと思います。7、8 ページをお願いします。4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 2 目地域支援総合事業交付金、説明欄黒ポツ、介護予防・日常生活支援総合事業交付金ですが、令和元年度の実績により追加交付になるものです。

次に、6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目地域支援総合事業繰入金、説明欄黒ポツ、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金ですが、一般会計の歳出と特別会計の歳出のところでお話ししました運動器機能向上継続事業の内容の変更に伴う減額になっております。615 万 6,000 円になります。

2 項基金繰入金 1 目基金繰入金、説明欄黒ポツ、介護保険支払準備基金繰入金ですが、前年度繰越金を歳入として入れるため、4,989 万円を減額としました。

7 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、説明欄 1 つ目の黒ポツ、サービス事業繰越金 895 万 8,000 円ですが、地域包括支援センターで行っている介護予防支援事業の繰越金になります。その下の黒ポツ、保険事業繰越金 7,186



万2,000円となっております。説明は以上になります。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第22号令和2年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

○委員長 請願の審査を行います。当委員会に付託されました請願は全部で2件です。

請願9月第1号国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願について審査いたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員の皆さんから御意見はありますか。

○金子勝寿委員 請願ですので採択でよろしいのではないのでしょうか。

○委員長 ほかにありますか。採択という声がありました。ほかにあれば。

○丸山寿子委員 別々にやらないで。

○金子勝寿委員 1号ずつやる。

○委員長 2号もということですか。聞き逃して大変失礼しました。1号を先にやって、2号をやるという形でお願います。1号は採択という意見が出されておりますが、ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 当委員会は採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第1号国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願につきましては全員一致をもって採択することに決しました。

次に、意見書の内容について御意見をお願いしたいと思います。意見書案が提出されていますので、事務局から配付をお願いします。ただいま配付されていますが、意見書について委員の皆さん御一読をお願いいたします。意見書の内容について御意見がありましたらお願いします。特に御意見ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 なしというお声がありました。それでは、内容的には異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するもの等については、正副委員長に一任願いたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 分かりました。では、そのようにさせていただきます。

---

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

○委員長 次に、請願9月第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願について審査いたします。事前に文書が配付されていますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員より御意見はありますか。

○丸山寿子委員 このへき地校というのは塩尻市内の学校には該当しないのですけれども、先生方は全県を回っていらっしゃって、この文章の中ほどにもあるように、様々なゆがみが生じている手当につきまして、ということであります。教育長にお聞きしたいのですけれども、いろいろ御経験も深いので、教育長の御所見もお聞きしたいと思います。

○教育長 昨年度ですが、両小野中学校・両小野小学校で、第68回へき地全国研究大会というのがございました。この目的は教育の質の均等といいますか学び合って山間地等でもしっかりやるということなのですが、両小野中は3年間かけて、この研究をやってまいりました。60名くらいの先生方が全国から集まりましたことを、まず報告します。

私の拙い経験ですけれども、2校目に阿南町の新野小学校というところに転勤しました。へき地1級であります。肉屋とか歯医者、医院等あって、生活には全く困らないところですが、どうしても飯田市内に行きたいと、週1回は行っていろいろ買い物したりとかしなければいけないということがありました。当時、S字カーブの連続でして、幾つかの例ですが、私の冬の新品のタイヤは底が減るのではなくて、1年でサイドが減ってワイヤが出てくるという。また、オートマチックの車に替えたのですが、坂道はブレーキを踏まなくてははいけない。1年でパッドがなくなってしまうようなことをよく覚えています。食事は共同炊事といって、単身の場合は、そこにお住まいの方に朝食と夕食を作っていただくという形で暮らしていました。それで私は結婚したのですが、根羽村というところに妻が採用になりまして、車の運転ができないので、私が根羽村から平谷村、売木村、峠を3つ越して1時間ちょっと通っているとき、向こうは高地でして、路面がつるつるで車の向きが変わってしまったこととか、根羽村まで行く途中の急坂で大型トラックがノーマルタイヤで上がってきて道を塞いで根羽村に行けず、また新野の学校へ泊まったとか、そのようなことを繰り返してきました。でも、当時はへき地手当というのがありまして、給料8%、賞与にも付随して、そういうものをやりくりしながらやってきたわけであります。

その後、道路事情が変わったりとか生活改善ということがあって、へき地手当というのが見直されたという経緯があったそうですが、今弊害があります。山間へき地、下伊那は特に半分がへき地校でして、中間層、30代後半から40代の教員はいません。というのは、みんな結婚してしまっていて、家庭があって任地できないということで、

本先に若い教師とあとは臨時の教師でやっているという実情がありまして、たくさん若い教員が新卒で入ると2期目には必ずへき地に行ってくれという形でやっているのが実情であります。ぜひそこに中間層の教員も入れたいし、それにはへき地手当というようなものがなければいけないものだとことを私は感じております。ぜひこの請願を通していただければありがたいと、そんな実情であります。以上です。

○委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ありますか。

先ほど金子委員より採択という御意見がありました。当委員会は採択ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願につきましては全員一致をもって採択することに決しました。

次に、意見書の内容について御意見をお願いしたいと思います。意見書案が提出されていますので、事務局から配付してください。配付されましたら、委員の皆様、御一読をお願いいたします。意見書の内容につきまして御意見がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ただいま、なしというお声がありました。それでは、内容的には異議がないということで、意見書の条項、字句、数字、その他整理を要するもの等については、正副委員長に一任願いたいですが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

行政側より何かあればお願いします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○健康福祉事業部長 継続審査のお願いをいたします。本委員会所管となります健康福祉行政、教育行政につきましては、それぞれ重要案件、懸案事項を抱えておりますので、議会閉会中におきましても継続して審査くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありました。これにつきまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者側から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして御審査いただきまして、提案を申しあげました各議案につきまして、それぞれ原案どおり御承認いただき、大変ありがとうございました。コロナ禍にあつて、これからの行政の推進に幾多の

課題がございます。引き続き御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げながら、お礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、9月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

午後1時53分 閉会

令和2年9月18日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 赤羽 誠治 印